屋外広告物の手引き

森・里・街がきらめくふるさと南丹市









南丹市

はじめに

南丹市では良好な景観を形成し、公衆に対する危害を防止することを目的に、屋外広告物を正しく表示するためのルールとして京都府屋外広告物条例に基づき、基準を定めています。

これらを実現するためには、市民の皆さんや広告を出される方のご理解とご協力が必要です。

この「屋外広告物の手引き」は条例や規則の趣旨を理解していただくため、広告物の表示方法や場所などについてまとめたものです。

南丹市をより美しく、住みよい町にするため、皆様方のご協力をお願いします。

屋外広告物とは

屋外広告物とは、「常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」で、内容が営利・非営利を問いません。また、文字表示だけではなく、絵・写真・シンボルマークなども広告物となります。

具体的には、広告塔、広告板、突出広告、はり紙・はり札類、立看板、垂れ幕、電 光掲示板などをいいます。

許可申請は

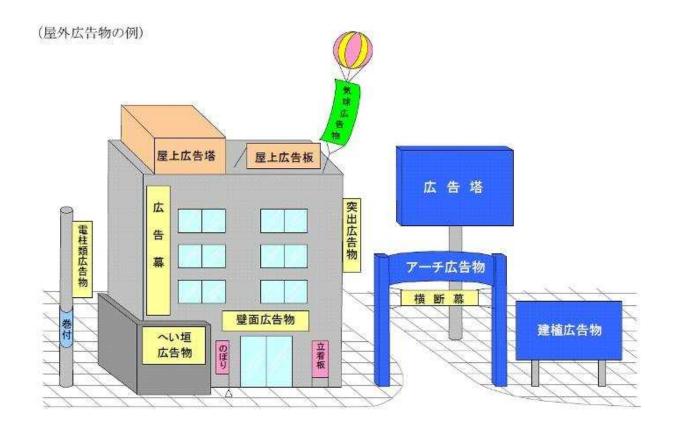
条例や規則の適用が除外される広告物以外は、すべて許可が必要になります。

現在、表示している広告物を変更したり、改造したりする場合も許可が必要です。

許可の申請は、「南丹市役所土木建築部建設整備課」でおこなってください。

申請様式は、南丹市ホームページ中、

http://www.city.nantan.kyoto.jp/www/kurashi/101/009/002/index_2001.html からダウンロードできます。



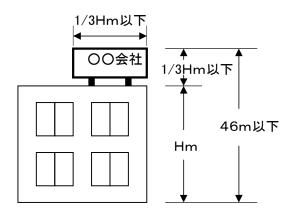
【禁止広告物】

- ■著しく汚染し、たい色し、又は塗料などのはく離したもの
- ■著しく破損し、又は老朽したもの
- ■倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ■信号機若しくは道路標識などに類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- ■道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

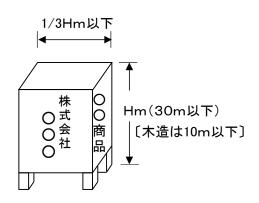
上記のいずれかに該当する屋外広告物は、どんな場合であっても表示することはできません。 もし表示している場合は、速やかに除却することが必要です。

広告物の基準規格概要

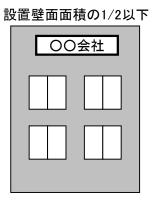
【屋上広告塔】



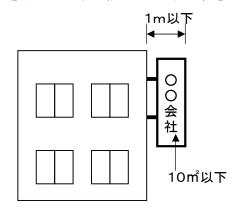
【一般広告塔】



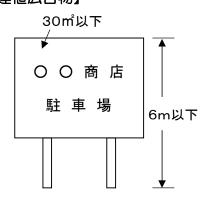
【軒下広告物(壁面直接設置)】



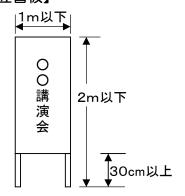
【軒下広告物(突出垂直設置)】



【建植広告物】



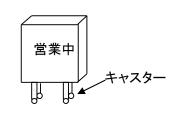
【立看板】



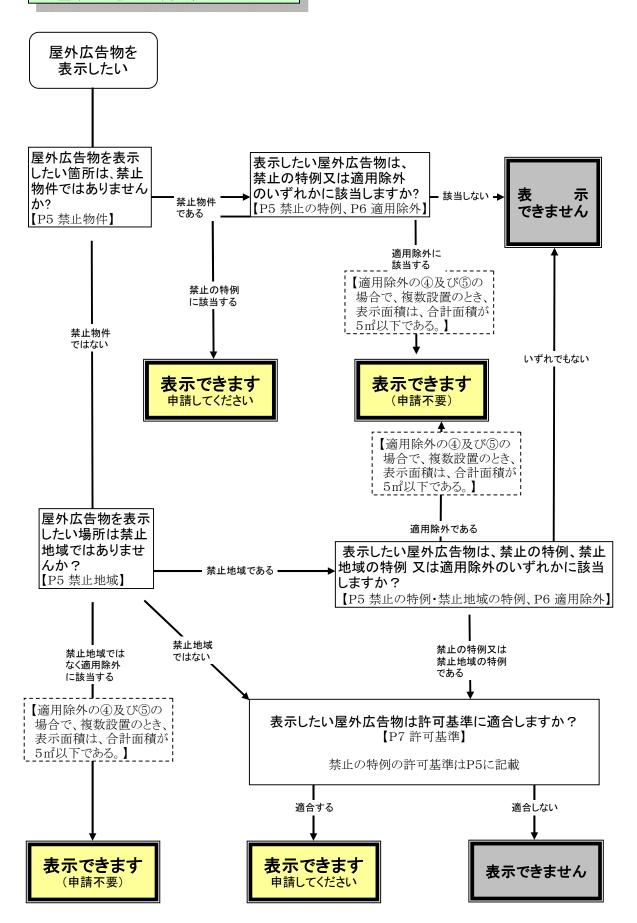
【へい垣広告物】



【スタンド】



広告物の設置判断のポイント



【禁止地域】

①文化財保護法第27条の規定で指定された建造物の存する境域及び第109条又は110条で指定又は仮指定された地域

春日神社、九品寺、大山祇神社、普済寺、小林家、石田家、瑠璃渓

②京都府文化財保護条例第7条第1項で指定された建造物の存する境域及び第43条第1項で指定された地域

摩気神社本殿ほか、鹿島神社、生身天満宮、帝釈天、春日神社(八木嶋)、 八幡神社、坊田古墳群、黒田古墳、朝倉神社のスギ

- ③森林法第25条第1項第11号の目的達成のため指定された保安林の地域 瑠璃渓
- ④官公署、学校、図書館、博物館、美術館、公会堂、公民館、体育館、病院、公衆便所の建造 物並びにその敷地
- ⑤御陵、古墳及び墓地並びに規則で定めるこれらの周囲の区域並びに社寺、教会、火葬場及び 葬祭場の建造物並びにその境域

御陵、墓地の境界線から50m以内の区域

⑥都市公園法第2条第1項に規定の都市公園の区域

木崎町公園、城南町公園、小山西町公園、上木崎町公園、横田1号~5号公園、 小山東町1号・2号公園、二本松公園、内林町1号~4号公園、城南町防災公園 新町公園、健楽憩の園、園部公園

八木東公園、西地区コミュニティ広場、文覚ふれあい広場

⑦道路、河川、海浜、港湾及び駅前広場並びにこれらの付近の地域で、知事が指定する区域 国道9号(市街地除く)及び当該道路境界線から200m以内の区域

【禁止物件】

- ①街路樹、路傍樹
- ②橋、トンネル、高架構造及び分離帯
- ③石垣及び擁壁の類
- ④信号機、道路標識、歩道柵、ガードレール、カーブミラー、視線誘導標及び駒止めの類並び に里程標の類
- ⑤電柱及び街灯柱
- ⑥消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- ⑦郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔
- ⑧送電塔、送受信塔及び照明塔
- ⑨煙突及びガスタンク、水道タンクその他のタンク類
- ⑩銅像、神仏像及び記念碑の類
- ⑪景観法第19条第1項で指定された景観重要建造物及び第28条1項で指定された景観重要樹木
- ⑪道路の路面

【禁止の特例】※許可により設置可能(禁止地域・禁止物件問わず)

- ①公益上やむを得ないもの
- ②看板その他慣例上やむを得ないもの
- ③良好な景観を形成し、風致を維持し、公衆に対する危害を防止する上で支障がないと認めて 知事が指定する場所で規則の基準に適合するもの

建植広告物・・指定場所なし

街灯柱広告物・指定場所なし

電柱広告物・・上本町佛大線(本町)、上本町小山線(上本町〜小山東町) 郷ノ口室河原線(室河原)、吉富八木線(室河原〜八木嶋) 本町大藪線(八木嶋〜八木)、本町線(八木)

≪基準≫縦1.2m 横50cm 下端高さは地上から1.5m 鉄板巻付広告物 色彩、意匠は簡素 ペンキ塗装 知事が定めた区間ごとに類似した内容は1個

【禁止地域の特例】※許可により設置可能(禁止物件には不可)

- ①道標、案内図板、その他公共的目的を有し公衆の利便に供することを目的とするもの
- ②自己の氏名、名称、店名、商標又は自己の事業、営業内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所、作業所に表示するもの(適用除外④を除く)

【適用除外】※禁止地域、禁止物件での表示であっても許可不要

- ①法令に基づき表示するもの
- ②国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示するもの
- ③公職選挙法による選挙運動のため使用するポスター、立て札など
- ④自己の氏名、名称、店名、商標又は自己の事業、営業内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所、作業所に表示するもので規則の基準に適合するもの

1辺の長さが5m以下でかつ表示面積が5m以下

⑤上記のほか、自己の管理する土地、物件に管理上の必要に基づき表示するもので規則の基準 に適合するもの

1辺の長さが5m以下でかつ表示面積が5m以下

- ⑥冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示するもの
- ⑦講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示するもの など

基準に適合するものは許可を要しない(禁止地域、禁止物件での表示は不可)

⑧速報その他これに類するもの

0.5㎡以内

掲出期間を広告面に明記

9はり紙その他これに類するもの

0.25㎡以内

一辺の長さ80cm以下

掲出期間は30日以内

掲出期間、責任者住所氏名を広告面に明記

⑩政治資金規正法により届出済みの政治団体が表示する、はり紙、はり札、広告旗、立看板はり紙・札は1㎡以下、広告旗・立看板は2㎡以下、30日以内、

掲出期間・責任者氏名連絡先を明記

<一般的な広告物に係る許可基準>

	新華 新華 新	野型	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	中国 (中国) 中	10000000000000000000000000000000000000	手数影
퍼	路上広告塔	XIII	高さ=2m以下	ייאלאסולא	3年	
· I'			幅二高さの1/3以下	: : : : : : : : : : : : : : : : : : :		1基又は1個につき
石 田 馬	晕上広告塔		高さ二設置建物の高さの1/3以下 上端の高さが地上から46m以下 幅二高さの1/3以下	永久構造物	出	広ならぎまた 1,500円 広ならぎを残える語か
<u>i</u> u	-般広告塔 (上記以外)		高さ二地上から30m以下 (木造の場合は10m以下) 幅二高さの1/3以下	道路の交差点から20m以上離れていること	3年	につき、5㎡までごとに 750円
	壁面直接設置	設置壁面の1/2以下	長さ二設置壁面の同一方向の 長さを越えない	道路上に突出しない 同一壁面に同一内容は1個	3年	
< □ 区 ① □ III	突出平行設置	設置壁面の2/3以下 20㎡以下	長さ二設置壁面の同一方向の 長さを越えない	道路上に突出しない 同一壁面に同一内容は1個	3年	1枚、1基又は1個につき 広さ5㎡まで 1,000円
	突出垂直設置	10㎡以下	壁面から1m以上突出しない	道路上に突出しない 同一壁面に同一内容は1個	3年	広さらがを越える部分
建植広告物	吉物	30㎡以下	上端が地上から6m以下	著しい変形でないこと 上下2段以上の複合でないこと	3年	につき、5㎡までごとに 500円
へい垣広告物	広告 物	へい垣面の1/2以下	上端がへい垣の高さを超えない	2個以上並べて設置するときは、上端が同一 の高さであること へい垣面に直描しないものであること	3年	
	洋風屋根設置		縦=3m以下 横=屋根幅の2/3以下	永久構造物 屋根面に直描しない	3年	1基又は1個につき
石油物	和風屋根設置		縦=2m以下 横=屋根幅の2/3以下 上端が大棟の高さを超えない	永久構造物 屋根面に直描しない	3年	広さちがまで 1,500円 広さ5㎡を越える部分 につき、5㎡までごとに
アーチ[-チ広告物		統=2m以下	設置場所は繁華街またはこれに準ずる地域	3年	750F
立看板			縦=2m以下横=1m以下高さ30cm以上の脚を有する	掲出期間30日以内 道路上に設置しない	308	1個につき 250円
気球広告物	吉物		球形=直径3m以下 織の長さ=45m以下	ネット面に広告物を設置すること 補助綱を用いること	3年	1個につき 750円
横断幕			约=1m以下	設置場所は繁華街またはこれに準ずる地域	3年	1張につき 250円
幕広告				幕は布地を用いること	3年	1張につき 250円
はり紙		1㎡以下	—辺1m以下	掲出期間30日以内 著しい変形でないこと	30⊟	100枚までごとに 300円

電柱広告物、街灯柱広告物、スタンドその他これらに類するもの 1個につき 250円

注意事項

許可期間が満了した場合、表示者又は設置者は、広告物、広告を掲出する物件を除却してください。

(期間を更新しようとするときは、手続きが必要です。 更新手続きは、表示期限の1ヶ月前から受付を行います。)

他人の所有する土地、物件に広告物を掲出する場合は、その所有者又は管理者に掲出期間の承諾を書面をもって得てください。

広告物の掲示にあたっては、道路法、道路交通法等の他の法令に違反しないよう にしてください。

■罰則について

京都府屋外広告物条例では、罰則が定めれられています。そのため、条例の規定に違反して広告物または掲出物件を表示(設置)している者などには、30万円以下の罰金が科せられることがあります。

その他

車輌への広告物の表示に関しては、京都府へ申請いただくことになります。

京都府建設交通部都市計画課 075-414-5328



南丹市土木建築部建設整備課 TEL0771-68-0051